



# 公法学における「コントロール」

[キーワード: コントロール、権力分立、権利保護]

講師 柴田 堯史

## <研究の概要>

憲法と行政法をまとめて、公法といいますが、公法は、国家を対象とし、その働きの一つに「国家権力のコントロール(統制)」が挙げられます。しかし、日常用語でもそのようなのですが、「コントロール(統制)」は、非常に多義的で、実際はイメージだけで意味をなさないかもしれません。そこで、これまでの研究では、この「コントロール」という概念がどのような内容、意義として働きをもつのかを、ドイツの公法学における議論を参考に検討してきました。従来は、権力を行使すること自体を「抑制」という理解されてきました。しかし、今日では、権力を行使すること自体は当然のことであり、必要なことですが、権力が行使されるにあたって、行使される内容が国民に受け入れられるものか、経済的に評価しうるものか、などの「権力の行使の合理化」であると理解されるようになってきました。このような「合理化」のためには、目指すべき基準と実際に考えられ、取りうる選択肢を見比べることが必要となります。このような「見比べること」が「コントロール」の概念の内容となると考えられます。以上のような「見比べること」や「合理化」は、国家機関の決定が行われるプロセスの中でなされています。

現在の研究は、このような国家機関の決定プロセスの中で、憲法や法律がどのような役割を果たしているのかを、具体的に検討しています。とくに、現在注目し、研究を進めているのは、国会(議会)の決定プロセスにおける「憲法」の意義を「人権」と「地方自治」の観点から研究しています。この研究においては、行政の決定プロセスにおける「憲法」と「法律」の意義についてのこれまでの議論を参考にしています。

まだまだ具体論については、始めたばかりですが、このような具体論を通して、憲法や法律の意義を問い直すことを目標に研究を進めています。

## <主要研究業績>

「議会による執行のコントロールの概念論からの再検討——ドイツにおける一九八〇年代までの「政府・議会多数派一反対派一図式」の通説化の過程——」(阪大法学第66巻第6号111-147頁、2016年)

「公法学におけるコントロール概念の展開(一)(二)(三・完)——ドイツにおける一九九〇年代以降の議論——」(阪大法学第64巻第5号233-266頁、第6号153-171、第65巻第1号179-200頁、2015年)

「『公法』におけるコントロール概念(一)(二)(三・完)——ドイツにおけるコントロール概念の展開」(阪大法学第59巻、第6号 105-126頁、第60巻第1号135-154頁、第2号129-146頁、2010年)

## <地域(行政)、NPOや企業と連携・共同研究可能なテーマ>

地方自治、地方議会

## 専門分野 : 憲法学

E-mail: shibata.takafumi@tokushima-u.ac.jp

Tel: 088-656-7182

詳細情報: <http://http://pub2.db.tokushima-u.ac.jp/ERD/person/323730/profile-ja.html>